

在外選挙人登録申請および国外不者申告 (~2012.2.11.まで)

▣ 申告申請対象

- 在外選挙人登録申請 : 国内に住民登録されておらず、国内居所申告もしていない19才以上の国民で外国で投票しようとする者
- 国外不在者申告 : 国内に住民登録されているか国内居所申告をした19才以上の国民で外国で投票しようとする者

▣ 申告申請方法

- 在外選挙人登録申請
 - ・申請方法 : 本人が直接申請(郵便申請不可)
 - ・添付書類
 - ① 旅券写本
 - ② ビザ・永住権証明書・長期滞留証または居留国の外国人登録証など
在外投票管理官(公館長)が国籍確認のために公告した書類の写本
 - ※添付書類の原本を提示しなければ申請が受け取られない。
- 国外不在者申告
 - ・申告方法
 - ① 外国に居住している者は公館に申告書提出(郵便申告可能)
 - ② 国内に居住している者は管轄(住民登録紙または国内居所申告地)区庁長・市長・郡守に申告書提出(郵便申告可能)
 - ・添付書類:旅券写本

- ▶ 外国で投票しようとする国民は申告や申請を必ずしなければならない。
- ▶ 申告・申込書は公館備置または在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)でダウンロードすることができる。

綺麗な 在外選挙 グローバル 大韓民国 の顔です